

○横手市大森林業者等休養福祉施設管理規則

平成17年10月1日
規則第208号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第243号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、施設の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 横手市大森林業者等休養福祉施設（以下「休養センター」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

- (1) 宿泊をする場合 使用を開始する日の午後4時から使用を終了する日の午前10時まで
- (2) 宿泊をしない場合
 - ア 個室 午前11時から午後3時まで
 - イ 広間 午前10時から午後9時まで
 - ウ 浴室広間 午前10時から午後4時まで
 - エ 入浴 午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後9時まで（横手市大森コテージに宿泊する場合にあっては、横手市大森コテージの使用許可の範囲内で、午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後10時30分まで）

(休館日)

第3条 休養センターは、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 休養センターを使用しようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、許可書を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 休養センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序の保持に努めること。
- (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターの管理上必要な指示に従うこと。

(使用の変更)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、別に定めるところによる。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等使用者の責めによらない事由により使用ができなくなった場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合
(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第9条 条例第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条、第3条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条及び第6条から前条までの規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年11月29日規則第61号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日規則第25号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月16日規則第14号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。